

# 「海洋散骨」の実際

——実務上のポイント解説

第2回

## 海洋散骨関係法令の整理

和田 睦美

一般社団法人全国海洋散骨船協会  
事務局長／海洋散骨ディレクター講師



今号では散骨に関連する法律について整理するとともに、一部、専門家の見解などを引用しながら進めてまいります。

### 海洋散骨に関連する 法制度の整理

#### 1. 墓地・埋葬に関する法律

皆様、よくご存じの「墓理法」です。この第4条には、以下の条文が記載されています。

**第四条** 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない。

**2** 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行ってはならない。

埋葬とは、死体を土中に埋めることで、焼骨をお墓に入れることを埋蔵といえます。これ以外にも、納骨堂に焼骨を収めることを収蔵といいますが、これは法律用語ですので、通常、私たちは厳密に区別していない場合が多いはずですが。

この条文では、埋葬も埋蔵も墓地以外の場所で行ってはならないとしています。墓地とは、「墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう」とあり、墳墓とは「死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう」と墓理法には規定されています。納骨堂についても、「他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう」と同法には規定され

ています。

では、散骨はどうでしょうか。海洋散骨は、遺骨を海中に投じるだけですから、埋葬・埋蔵に当たりません。しかし、陸上で散骨では、地面に焼骨（粉骨）を置くだけなら法令違反とはなりません、ほんの少しでも土や砂などをかけてしまえば、埋蔵となってしまう。

厚生労働省によれば、“落ち葉を上にかけるだけでも”埋蔵と判断されるそうです。

#### 2. 刑法190条

これも散骨ではよく引き合いに出される法律ですが、いわゆる「死体遺棄・死体損壊」のことです。そこには、こう記されています。

**(死体損壊等)**

**第九十条** 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

本条文については、若干の説明が必要と思われるので、以下に記させていただきます。

「損壊」とは、客体を物理的に破壊する行為を指す。「遺棄」とは、社会風俗・習俗上の埋葬とは認められない方法によって客体を放棄する行為を指す。習俗上の埋葬とは認められない場合には、たとえ共同墓地に埋めたとしても遺棄に当たる。

ここでいう客体とは、死体、遺骨、

遺髪または棺に納めてある物（棺は除く）を指すそうです。重要なのは、社会風俗・習俗としての埋葬と認められないことを行なえば、死体損壊や死体遺棄に該当する可能性があるということです。

参考までに、最高裁の判決には「習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である」というものがあります。つまり、死体遺棄・損壊は、死者を弔う行為に対しては適用されないということです。

また、日本医師会のホームページ（HP）によると、死体の解剖や臓器移植などは、「死体解剖保存法」「臓器移植法」が適用されるとしています。近年、エンバーミングが普及・拡大していますが、いまだ法律では規定されていません。しかし、「社会的な風俗や習俗に反する行為ではない」と判断されているのでないでしょうか。

1991年に「葬送の自由をすすめる会」がはじめて公開散骨を行なった際にも、墓理法や刑法190条に違反していないのかとの問合せがあったそうですが、法務省刑事局は、「葬送を目的として節度を持って行う限り死体遺棄にはあたらない」と朝日新聞の取材に答えています。

ただし、これらの要件を満たしていない場合には、死体遺棄罪が成立する可能性もあります。2015年、ある男

性が妻の遺骨を量販店のトイレに捨てたことにより、死体遺棄容疑で書類送検されました。この行為は習俗上の埋葬等とは認められなかったということです。

海洋散骨においても、同様に考える必要があります。大量の遺骨を葬送の意思もなく投棄し、故人に対する尊厳を考慮しないなど、社会風俗・習俗上の埋葬とは認められない場合には、死体遺棄罪が成立することが考えられますし、同様に葬送の儀式ではないと判断された場合には、海洋投棄とみなされることも考えられます。

91年の公開散骨以降、当時の厚生省は、97年2月から98年6月までの計12回にわたり「これからの墓地等の在り方を考える懇談会」を開催していますが、この最終報告書には、「墓地埋葬法の立法当時社会的事実がなかったため、あえて規定しなかったものと考えられる」との記述があります。

現在、散骨を規制する法律はありません。しかし法務省刑事局は、「海洋散骨は葬送を目的として、節度を持って行う限り死体遺棄にはあたらない」と見解を出し、厚生労働省も「墓理法は散骨を取り締まる法律ではない」としています。

そうなると、散骨は好き放題にできるのかという解釈が成り立ち、先の公開散骨以降、多くの企業が海洋散骨を事業としてはじめ、現在、Web検索をすると多くの散骨事業者がヒットす

るようになりました。

こうした背景から、21年4月、厚生労働省のHPに「散骨に関するガイドライン（散骨事業者向け）」が発表されました。このガイドラインには、散骨において守るべき指針が書かれています。残念ながらこのガイドラインも法律ではありませんので、ガイドラインに従わなかったからといってすぐに取締りを受けるものではありません。しかし、上述した刑法190条やその解釈に反する行為があれば、犯罪となりますので、注意が必要です。

### 3. 海上運送法

海洋散骨では船舶を使用します。船舶についてはさまざまな法律があり、これに違反すれば違法行為となります。船舶関連の法律はむずかしく、船舶免許保有者であっても詳しく知らない方が多いと思います。というのは、一般的に船舶免許を取得する際には海上交通のことは学びませんし、試験にも海上交通、主に海上衝突予防法がメインとなっているからです。わかりやすくいえば、自動車免許を取得する際にも、メインは道路交通法であり、道路運送法や道路運送車両法などについては試験には出てきません。したがって、船舶免許保有者であっても、海上運送法については知らないと思います。まして、船員法などについてはいうまでもありません。

しかし、海洋散骨の事業化において

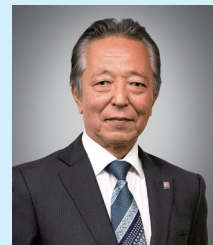
は、航路事業の許可もしくは届出が必要になります。これらの許可もしくは届出がなされた船舶を当協会の海洋散骨ディレクター講習では、旅客船と呼んでいますが、旅客船以外の船舶で旅客行為を行えば違法行為となり、取締りの対象となります。

一般的にプレジャーボートと呼ばれる船舶（貨物や旅客など、商業船として登録されていない船舶）は、主に趣味やレジャーなどで使用することはできますが、この場合、乗船できるのは家族や友人などだけで、旅客事業目的（有償で他人を集めて）で使用することはできません。

特に気を付けなければいけないのは、もしも事故が起こった場合には、これらのプレジャーボートには乗客に対して有効な保険が付保されていないことです。海洋散骨を事業とする場合、間違っても旅客の資格を有していない船舶にお客様を案内してはいけません。

当協会が主催する海洋散骨ディレクター講習では、旅客を乗せられる船舶とそうではない船舶の違いと見分け方を講習しています。海洋散骨を受注するためには、この違いを理解していないと違法行為に加担することになってしまいます。

23年10月には、国土交通省から海洋散骨のガイドラインとして、「海上において散骨をする場合において遵守すべき海事関係法令の解説」が発表されました。



和田 睦美 (わだ むつみ)

2016年6月、全国海洋散骨船協会設立とともに事務局長に就任。19年、理事会の要請により、「海洋散骨ディレクター」テキストを編纂。20年1月には、第1回海洋散骨ディレクター講習にて講師となり、現在も継続中

誌面の都合上、本稿ではその内容を割愛させていただきますが、具体的な説明は「海洋散骨ディレクター講習」で解説しています。

また、船舶免許についても注意が必要です。海洋散骨の場合、小型船舶を使用する機会が多いと思いますが、旅客行為をするためには、小型船舶操縦資格のほか特定免許も必要になります。これは、自動車という二種免許のようなもので、旅客を乗船させて出航できる資格です。

この資格については、24年以降、改正が行なわれます。北海道の遊覧船事故を踏まえて、大幅に改正されるようです。今回の改正内容はかなり厳しいものとなっており、すでに特定免許を保有している人も、追加講習を受けなければならないと発表がなされています。もちろん、船舶をチャーターす

る、もしくは海洋散骨船に送客する場合には、船長の特定免許についても確認しておく必要があります。

今回は、法律の話でしたので、少し硬い内容になってしまいましたが、やはり避けては通れない部分ですので、ぜひ、知っておいてください。

今回は海洋散骨を受注するにあたっての事前知識について、お話をさせていただきます。

参考文献：Wikipedia  
これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書



全国海洋散骨船協会  
MARINE ASH SCATTERING BOAT SERVICES ASSOCIATION

### ■(一社)全国海洋散骨船協会の概要

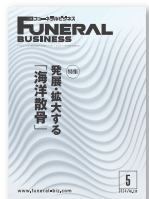
所在地：東京都渋谷区東3-25-10 T&Tビル  
設立：2016年6月  
理事長：志賀 司  
加盟社数：正会員12社（2024年3月現在）



協会HP/海洋散骨ディレクター講習  
についてはこちらから

## 散骨事業関連バックナンバーのご案内

2024年5月号



1冊  
定価5,500円(本体5,000円)  
別途送料

特集

### 発展・拡大する「海洋散骨」

〈序論〉 拡大基調の散骨マーケット  
事業者求められるモラルとマナー

〈ケーススタディ〉

- ▶ 東都典範(セレモニーグループ) [東京都渋谷区]
- ▶ 千代田 [茨城県古河市]
- ▶ オフィス未来 [東京都大田区]
- ▶ セレモニーきょうどう [札幌市白石区]
- ▶ SPICE SERVE [東京都大田区]
- ▶ 和布刈神社 [北九州市門司区]

2021年3月号



1冊  
定価4,070円(本体3,700円)  
別途送料

特集

### 「海洋散骨」という選択肢

〈序論〉 ニーズの高まりとともに浮上する  
法的整備という課題

〈ケーススタディ〉

- ▶ 中田 [和歌山県田辺市]
- ▶ オフィスさくら [広島市中区]
- ▶ 雨龍庵 [熊本県上天草市]
- ▶ 君商 [千葉県南房総市]

ご購入はこちらから

月刊フューネラルビジネス バックナンバー

